

審査した議案

財政健全化の報告

第十二号 平成十九年度香美市健全化判断比率

第十三号 平成十九年度香美市資金不足比率

◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によるもの

専決処分の報告

第十四号 市道におけるグレーチング跳ね上げ事故の損害賠償額の決定

◎市道において、横断溝の上を走行した車がグレーチングを跳ね上げ、後ろを走行していた車が損傷した第十五号・十六号 学校給食費滞納整理における和解

◎提訴していた学校給食費請求事件について、平成二十年九月三日に高知簡易裁判所にて和解を行った

認定

第一号 平成十九年度香美市一般会計歳入歳出決算

第二号 平成十九年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

第三号 平成十九年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

第四号 平成十九年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

第五号 平成十九年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

歳入歳出決算

第六号 平成十九年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

第七号 平成十九年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算

第八号 平成十九年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

第九号 平成十九年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算

第十号 平成十九年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算



市内に数多くあるグレーチング

計歳入歳出決算(サービスマニ事業勘定)

(以上、継続審査)

第十一号 平成十九年度香美市水道事業会計歳入歳出決算

第十二号 平成十九年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算

(以上、全員賛成にて認定)

議案

第七十五号 平成二十年年度香美市一般会計補正予算「第三号」

◎前年度繰越金の確定による追加や、歳出で簡易水道特別会計繰入金

金の追加等により歳入歳出予算の総額をそれぞれ百五十六億五百七十五万五千円とする

第七十六号 平成二十年年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第一号」

第七十七号 平成二十年年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第一号」

第七十八号 平成二十年年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第一号」

第七十九号 平成二十年年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第一号」

第八十号 平成二十年年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第二号」(事業勘定)

第八十一号 平成二十年年度香美市介護保険特別会計補正予算「第一号」(保健事業勘定)

第八十二号 平成二十年年度香美市介護保険特別会計補正予算「第一号」(サービスマニ事業勘定)

第八十三号 平成二十年年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算「第一号」

第八十四号 平成二十年年度香美市水道事業会計補正予算「第一号」

第八十五号 香美市特別職報酬等審議会条例の一部改正

◎地方自治法の改正に

より、議員の報酬の名称が「議員報酬」とされたことにより改正する

第八十六号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定

◎地方自治法の改正により、議員の報酬の支給方法等に関する規定から分離する必要があるため改正する

第八十七号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

第八十八号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正

◎企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正されたことにより改正する

第八十九号 香美市まちづくり寄付金条例の制定

◎地方税法の一部改正により、寄付金税制の見直し等が行われたことに伴い、市に寄せられる寄付金を財源として実施する事業に必要事項を定めるとともに、香美市まちづくり応援基金を設置する必要があるため制定する

第九十号 香美市まちづくり応援基金条例の制定

◎地方税法の一部改正により、寄付金税制の見直しが行われたことに伴い、市に寄せられる寄付金を適正に管理、運用するため制定する

第九十一号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正

◎保育園が再編され、なかよし保育園が新設されるため改正する

第九十二号 香美市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

◎新設されるなかよし

保育園に子育て支援センターが併設されるため、改正するもの

第九十三号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

◎地方自治法に基づく指定管理者に管理させるとき、指定管理者を公募によらない指定もできるようにし、また

第九十四号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

◎地方自治法に基づく指定管理者に管理させるとき、指定管理者を公募によらない選定もできるようにし、また

第九十五号 市道の路線変更

(以上、全員賛成にて可決)

請願等

第二号 香美市内事業者の育成及び地域内経済の安定化のために行政で購入される物品等について地域内事業者からの購入、調達を求める請願
(全員賛成にて採択)

意見書案

第九号 シカ被害防止対策に関する意見書
第十号 園芸農業の燃油及び資材高騰対策への支援を求める意見書
第十一号 介護療養病床の全廃計画を見直すよう求める意見書

第十二号 公立学校の耐震化に当たって国の補助費用単価の引き上げを求める意見書
第十三号 高知県公立小中学校耐震化事業補助金の拡充を求める意見書

(以上、全員賛成にて採択)

第3回臨時会 8月

専決処分の報告

第九号・十号・十一号 学校給食費滞納整理における訴えの提起

◎高知簡易裁判所へ支払督促を申し立てた後、債務者から異議申し立てにより通常訴訟に移行

議案

第七十三号 平成二十年度香美市一般会計補正予算「第二号」

◎庁舎建設実施設計委託料の追加及び小中学

校施設の耐震診断等委託料の追加等、総額に六千六百二十五万六千円を追加

第七十四号 香美市立(仮称)A保育園建設工事(建築主体工事)の請負契約の締結

◎契約の方法
指名競争入札
◎契約金額
二億六千三百三十四万五千円

◎契約の相手方
黒岩工業株式会社 代表取締役 野村俊博
(以上、全員賛成にて可決)



なかよし保育園建設工事

連 合 審 査

一般会計予算については、総務常任委員会に付託されたが、議案の性質上他の委員会の所管事項と関連するため、教育厚生および産業建設常任委員会との連合審査により質疑された。

Q 市町村合併推進体制整備費補助金が約八千七百万円の大幅減額であるがその理由は。

A 予算要求に対して枠の算定外という認定を受けたためである。

Q 移住促進事業費補助金の内容は。

A 県のプロジェクト事業として実施されているUJターンを含む移住・定住事業に対する裏付けの予算である。

具体的には、県の公営企業局が所有している香北町吉野官舎を活用し、とりあえずすぐに住めるような状態の

備品整備を行い、定住希望者が来たらすぐ住んでもらう。その後、自分が住める場所が見つかれば、そこから出てもらい、あるいは見つからなければ引き払ってもらう考えである。

このような想定のもと、県に事業認定のお願いをしている。

Q オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業の設置個所は。

A JR山田駅、プラザ八王子、中央公民館、道の駅美良布、香北保健福祉センター、奥物部ふれあいプラザ駐車場、べふ峡温泉駐車場の七カ所を予定している。



JR土佐山田駅トイレ

Q いじめ根絶運動支援事業費補助金の内容は。

A 鏡野中学校で実施する。当中学校は、六つの小学校から生徒が集まっており、環境の変化や集団になじめない生徒もいる。内容は、いじめ等調査や生徒会による防止活動、また、

関係各機関と連携して保護者等に対する啓発活動も行う予定である。

Q シカ個体数調整事業費委託金の内容は。

A シカの個体数を削減するため、メスジカを捕獲する必要があり、短期集中的に個体数調整を行う事業である。

狩猟期間中の報償費は、オスジカが五千円で六百五十頭分、三百二十五万円であり、メスジカが一万円で六百五十頭分、六百五十万円である。

Q 住家防災対策費の工事請負費千二百万円の場所は。

A 土佐山田町東川、逆川、香北町谷相、清爪、物部町山崎、小濱、岡ノ内の七カ所である。

Q 環境衛生費の委託料が大きく減額となっているが、その理由は。

各処理施設加盟団体との整合性に欠けるので、南国市、香南市、香美市で構成する環境

A 香美市地域防災計画に「大規模災害時に対応するため、災害廃棄物処理計画を作成し災害時に備える」と記載されており、策定作業を進めていた。大規模災害を想定すると、被害が広範囲に及ぶ可能性が十分に考えられることから、香南清掃組合・香南香美衛生組合・香南斎場組合の各処理施設の構成市との連携が重要となってくる。そこで、香美市独自の策定では



香南清掃組合

行政連絡協議会で協働策定に向け取り組みととなったので、減額の補正を計上した。

Q 消防費の備品購入

A AEDの研修受講者は、最近数が増えて

費の中のAEDトレーニングシステムについて説明を。

総務常任委員会

本委員会には「香美市まちづくり寄付金条例の制定について」等の議案が付託された。質疑の一部を掲載する。

Q 議案第八十八号について、企業立地促進法に関する課税免除になる企業はどれくらいあるか。

業に二十万三千円、環境福祉に関する事業に二十一万円、産業まちづくりに関する事業に七万五千円、市長が認める事業に五万円である。

A 課税免除になる企業は一件あると県より報告があった。

Q 議案第八十九号について、ふるさと納税は八月末で六件、五十三万八千円となっているが、第二条における各号の内訳は。

A 教育文化に関する事



市立図書館（土佐山田町）

おり、研修が重なるため、今回購入するものとしました。

Q ふるさと納税をしようとするとき、どのような手続きが必要か。

A 寄付の申し出者に第二条の四つのコースを選択してもらい、申し出てもらうことになっている。

Q 税額控除について説明を。

A 寄付金については、改正前は所得控除方式であったが、税制改正により、税額控除方式となる。また、適用下限が十万円から五千円となり、寄付金がなされた場合は、一月一日現在の住所地の市町村において税額の対象になる。

Q 寄付金五十三万八千円のうち、市内外の内訳は。

A すべて市外の方からの寄付金である。

Q 寄付をいただいた方へのお礼等の対応は。

A 他の自治体では、お礼に特産品を送る等の対応をしていると聞いているが、協議した結果、本市としてはそういう対応はとらないことにした。ただし、

寄付という形で本市を応援してくださる方には、しっかり情報で繋がっていかうとの考え方で広報誌を毎月お送りすることにしている。規定しているところもあるが、本市においては金額の規定はせず、多少に関わらず寄付者の気持ちをおいいただくというふうを考えている。

Q 金額の多少に関わらず受け付けるのか。

A 金額については規定をしない。他の自治体では、金額の下限を

教育厚生常任委員会

本委員会には「香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正」等の議案が付託された。質疑の一部を掲載する。

認定第七号、八号、九号、十号は、閉会中の継続審査とする。助するものであり、一人当たり六千六百円の補助である。

Q 特定健診等事業費の人間ドック補助金の内容は。

A 人間ドックの費用の内、特定健診分を補

Q 議案第八十一号は、繰越金があるのに一般財源を使う必要があるのか。

A 事業によって、国、県、市の持ち出しが決まっているので一般財源を必要とする。また、繰越金には返納金も含まれているが多額は保険料であるので最終的には基金に積み立てることになる。

Q 事業運営基金の補正が四千万円余りあるが、今後の基金の運用は。また第四期介護計画の説明を。

A 第三期の最終年度である今年度末の基金残高は、約九千万と予想される。その中から第四期に六千万を投入し、保険料を現在の水準で維持したいと考えている。第四期介護計画策定委員会では、保険料等の具体的な提案に至っていない。

Q 保険料を下げる考えはないのか。

A 保険料を下げることによって赤字になれば基金を投入しなければならず、第五期の計画にも影響が出る。現在のところ第四期は、三期の保険料を維持する考えである。

Q 第四期介護計画の中で物部町の特養施設について検討しているか。

A 次回の委員会で事務局から具体的な提案をする必要があると考えている。基本的には地域密着型になると考えている。

Q 議案第九十一号の新設の「なかよし保育園」の定員は。

A 百八十人である。



電化厨房調理実習

Q 山田九十人、楠目六十人、明治九十人で合計二百四十人に対し少ないが。

A 現在、明治は六十人になっていて。少子化を想定して設定した。

Q 定員以上の希望がある場合の対応は。

A 施設は二百五十人対応になっており、対応可能だ。

Q 現在の待機状況は。

A 0歳児が待機している。

Q なかよし保育園の不審者対策は。

A 駐車場と道路の間にフェンスを設ける。また、施設の周りにもフェンスを設け監視カメラを設置し、警備会社との契約により不審者対策を行う。各室に

は感知器を設置し、素早い対応ができる体制にする。職員はカードを利用して出入りすることになる。

A 詳しい金額は分からないが、従来型からいうと初期導入経費は高い。しかし、ランニングコストは年間百万円以上安くなる。

産業建設常任委員会

本委員会には「香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正」等の議案が付託された。質疑の一部を掲載する。

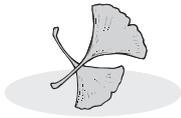
Q 認定第十一号について、企業債の繰り上げ償還と借り換えに関して説明を。

換えはせずに従来通りの償還を考えている。

A 借換償は、政府貸付金のうち金利五%以上のもので繰り上げ償還するものであり、平成十九年度は七%以上のものについて繰り上げ償還した。

Q 認定第十二号について、工業用水は現在使用料が少ないが、監査委員からも指摘を受けている通り、今後利用が見込めないのであれば、上水道水源が逼迫する中、利用法を含め見直しの検討をすべきではないか。

平成二十年度以降の上水道会計では、借り





工業用水（テクノパーク）

A 使用料が少ないことから、工業用水道事業会計の収入はなく、年間の維持管理費や企業償還で一千五百万円位の支出がある。償還は、平成四十三年まで続く状況である。

しかし、テクノパークには、工業用水があることを立地条件として進出している企業もあり、経費はかかるが、しばらく様子を見たい。

Q テクノパークは現在三区画が残っているが、方向転換して上水道に利用する等の検討をしてはどうか。

A 現在、工業用水は片地川の中州に井戸を掘り、取水して間地区のテクノパークの上水道に配水している。方向転換として考えられるのは、工業用水を塩素滅菌して、山田堰

関係の簡易水道水として使用することであるが、テクノパーク関係での投資額は二億五千万円位を起債で対応しており、金利を合わせると三億円を超える償還金が残っている。方向転換をすれば、この金額に保証金を加えて返済しなければならぬことから、今後現状の工業用水として利用方法を探りたい。

Q 議案第七十六号について、逆川農水事業の補償費減額の理由は。

A 事業計画の中で、当初計画していた整備面積の変更に伴い水道管の布設、移転費が少なくなったものである。

Q 議案第七十八号について、下水道事業、過疎対策事業の起債限度額を半々に設定しているが、過疎債の方が有利と思うが、このよう



物部交流促進施設

な設定をした理由は。

A 起債枠があり、その枠内での対応となる。指摘の通り、過疎債は交付税措置が良いので枠いっぱいをとって残りを通常の起債で計上する。

Q 議案第九十三号について、「公募によらない指定もできる」とあるが、どのようなケースがあるのか。

A 現在、施設においては、雇用や調度品等について指定管理者が対応している。このことから、問題案件がない場合や新たな公募がない場合は、継続して指定していくということである。

議会を傍聴してみませんか

議会には定例会と臨時会があります。
次の定例会は12月の予定です。